

気水第7号  
令和4年4月7日

公益社団法人 神奈川県環境保全協議会長 様

大気水質課長

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の改正について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月31日付けで「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布され、別添のとおり関係省庁から事務連絡により通知がありましたので、写しを添えて送付します。

つきましては、事業所等への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1 改正の概要

### （1）下水道法改正に伴う条ずれの適用（施行規則第4条関係）

【令和4年3月31日施行】

### （2）特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）

【令和4年3月31日施行】

特別要件施設において把握すべき排出量に、水銀及びその化合物を追加。

水銀及びその化合物の排出量の把握 令和4年度から

水銀及びその化合物の排出量の届出 令和5年度から

### （3）対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）

【令和5年4月1日施行】

### （4）第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1関係）

【令和5年4月1日施行】

様式に管理番号欄等の追加。令和5年度から新しい様式で届出。

(5) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4関係）

【令和5年4月1日施行】

令和5年度から電子届出におけるダイヤルアップ方式は廃止。

(6) 電子届出の届出期間の延長（施行規則附則関係）

【令和4年3月31日施行】

電子届出のみ届出期間を6月末から7月末までに延長。

※令和4年度から令和6年度までに限る。

問合せ先  
調整グループ 近田  
県庁内線 4109